

注意で防ごうハブ被害！ ハブ対策は環境整備で！！



沖縄県でのハブの被害は年間100件前後あり、西原町内でも過去10年間に12件発生しています。未だ住宅敷地内でのハブの目撃・被害もあり、町民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。

ハブ被害を防ぐ身近な方法として、ハブが生息・侵入しにくい環境整備をすることが重要です。敷地内の草刈りや餌となるネズミの駆除などの環境整備を行い、ハブによる被害を未然に防ぎましょう。



蚊の発生防止にご協力ください

蚊に刺されると、かゆみにとどまらず、デング熱等の病気になる例が国内でも報告されています。こうした危険性を減らすには、蚊が発生しやすい環境をつくらないことが大切です。次のことに気をつけながら、快適な夏を過ごしましょう。

- ① 蚊の繁殖を防ぐため、雨水タンクにフタをする。
- ② タイヤに溜まった水・ペット用の水・鉢植えの皿の水を放置しない。
- ③ 室内の花びんの水などは最低週1回交換する。



【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

不動産のことなら創業36年の南新物産におまかせください！

おかげさまで「売買仲介実績 1,300 件突破!!」
 不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい
 沖縄県知事免許(1)4669号

あなたのホームプランナー
株式会社 南新物産

南風原本店
 〒901-1104
 南風原町字宮平641番地の7
 ☎(098)889-4007(代)
 ✉hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp

あなたの周りは大丈夫？ ～不法投棄と野外焼却～

6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」となっています。そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動の紹介をします。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、
5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金です！



近年の廃棄物は、その量だけでなく質的にも処理・処分の困難なものが増えています。このような状況を背景として、都市近郊である本町では、ごみの不法投棄・不法焼却が増えつつあり、町内全域のパトロールや不法投棄監視カメラ設置などを行うことにより、不法投棄の防止に努めています。

不法投棄の予防策(例)

自分の土地(財産)を守るのは、所有者自身です。

- 1 こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておきましょう。
- 2 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、進入されにくい環境を作りましょう。
- 3 定期的に見回りするなど、常に状況を把握しておきましょう。

野外焼却(野焼き)は禁止されています



廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)、いわゆる野焼きは(一部許可を除き)法律で禁止されており、野焼きをすると罰則の対象となります。
 例えば「地面に穴を掘っての焼却」「ドラム缶焼却」「ブロック積み焼却」などは、
全て罰則の対象です。
 野焼きは、付近住民の方への迷惑行為に当たり、有害物質発生の原因にもなります。野焼きはやめましょう。

※ 農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為については、例外として認められていますが、都市化が進み、**焼却行為が発生するとすぐに苦情が寄せられる現状を踏まえ、本町の農家のみなさまには、可能な限り焼却しないようにご協力をお願いします。**

【参考】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第3号(第1号～第2号は省略)
 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(政令)第14条第4号(第1号～3号および第5号は省略)
 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

【お問い合わせ】 ●(環境全般)総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018
 ●(農地)西原町農業委員会 ☎945-5281
 ●(道路・河川)建設部土木課 庶務係 ☎945-4415